

(仮訳)

デジタル政府分野における日本国デジタル庁と ベルギー王国連邦公共サービス庁 (BOSA) の協力覚書

日本国デジタル庁（以下「DA Japan」という。）及びベルギー王国連邦公共サービス庁（以下「BOSA」という。）（以下、それぞれ「当事者」、総称して「両当事者」という。）は、

情報通信技術及びデジタルトランスフォーメーション（以下「ICT&DT」という。）の分野における二国間協力を促進する方法及び手段を検討する両当事者の利益に鑑み、

DA Japan と BOSA との間に確立された発展的パートナーシップ、及び開発上の理由並びに増大する政治的、経済的、社会的及び文化的関係に由来する両国の優越的な関係に鑑み、

ICT&DT 分野における産業、技術及び商業上の協力の発展及び強化並びに両当事者間のパートナーシップの促進を目的とする組織的及び能力構築の協力プログラムの実施を希求し、

両当事者の既存の能力及び機会を最大化することを視野に、両当事者間の ICT 及び DT 分野における実質的な連携を促進する必要性を認識し、

適時及び効率的な方法で市民にサービスを提供するために、根本的に変化する ICT&DT 環境から生じる課題と機会に鑑み、

両当事者の技能と機会を活用するために、ICT・DT 分野でのビジネス協力の促進を図りつつ、ICT&DT 分野の両当事者間の集中的な取引の可能性を認識し、

ICT&DT 分野における両当事者の可能性及び各当事者の技量と機会を活用する必要性を認識し、

次の認識に達した。

項目 1

協力の目的

この協力覚書（以下「この MoC」という。）の目的は、それぞれの国の関連法令に則した ICT & DT 分野における公平性及び相互利益の基盤、並びに公平性、互惠及び相互利益の原則に基づいて、長期的及び持続可能な協力を発展させることである。この MoC は、法的拘束力のある権利及び義務をそれぞれの当事者に生じさせるものではない。

項目 2

協力分野

両当事者間の協力の主な分野には、以下が含まれるが、しかしながら、これらに限定されるものではない。

- 1) 特に以下に重点を置いた、ICT & DT に係る政策、技術及び研究分野における協力及びベストプラクティスの共有
 - ・ eID & eWallet

- ・国境を越えた相互運用性
 - ・プライバシーとデータ
 - ・グリーン IT
 - ・デジタル田園都市構想／スマートシティ
 - ・新技術：IoT 及びロボット工学
- 2) ベストプラクティスの共有、会議への参加、研究のための訪問及び専門家の交流を通じた電子ガバナンス及び電子公共サービス提供の分野における協力
 - 3) 企業交流、共同研究、知識の共有その他の二国間イニシアティブを通じた日・ベルギー情報技術協力の設立の可能性の探求
 - 4) 日・EU デジタル・パートナーシップの要素のトピックたる、あらゆる分野における協力

項目 3

資金及び資源

1. この MoC に基づいて実施される協力活動の実施は、両当事者の既存の資金その他資源の利用可能性を条件とする。
2. 両当事者が書面で別段の定めをしない限り、この MoC に関連して、又はこの MoC に関係して当事者が負担した全ての費用及び諸経費は、当該費用及び諸経費を負担した当事者のみが負担するものとする。

項目 4

MoC の実施

1. この MoC は、当事者それぞれの代表で構成される ICT&DT に関する技術・作業部会（以下「作業部会」という。）の推薦により実施される。作業部会の構成と主要な成果物は、作業部会の各会議の前に両当事者により、特定され、かつ、決定される。
2. 作業部会は、適切である場合、実現可能性及び財務要件を含む、この MoC において提示される活動の進展のための方法論、仕組み及び手順を明らかにする任務を負う。
3. 作業部会は年 1 回開催する。両当事者間で取り交わす別段の定めがない限り、会場場所は、日本及びベルギーで交互に開催されるものとする。

項目 5

知的財産権

1. 各当事者は、この MoC に則した協力から生じる知的財産権について、各当事者の各々の法令、規則及び当事者が加盟する国際協定に従い、適切に保護されることを確保するものとする。
2. 両当事者は、この MOC に基づいて行われる発明、活動に対して生じた知的財産権から生じる権利及び義務に関し、いかなるものであるかを問わず、他方の当事者の承諾なく第三者に譲渡しないものとする。

項目 6

情報の秘密保持

いずれの当事者とも、この MoC による協力活動の実施において他方の当事者から提供されるいかなる機密情報を、当該情報を提供する当事者が書面で認可した範囲内、又はその当事者の国で有効な法律により要求され、かつ、事前にその（第三者提供）可能性を他方の当事者に通知する場合を除き、第三者に開示又は配布しないものとする。

項目 7

紛争解決

両当事者は、この MoC の解釈及び摘要に関する紛争又は相違について、友好的な協議及び交渉を通じて解決するものとする。

項目 8

協力の開始、この MoC の改定及び終了の意思

1. この MoC による協力は、両当事者の指定された代表者が署名した日に開始され、3 年間継続し、その後、この MoC はその運用期間内に、いつでも当事者双方の書面による合意により延長されうる。この MoC は、いずれの当事者が他方の当事者に少なくとも 6 か月前に書面で事前通知した後に終了されうる。
2. この MoC の終了は、この MoC により既に進行中の協力活動に影響を与えない。
3. この MoC は両当事者の書面による合意により改定されうる。このような改訂は両当事者が相互に書面で確認した日から適用される。

2022 年 12 月 5 日、英語にて署名された。

日本国デジタル庁代表として

デジタル大臣 河野 太郎

ベルギー王国連邦公共サービス庁代表として

マチュ・ミシェル